

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第15号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（昭和27年静岡県規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施設を必要としない第1種社会福祉事業経営の許可申請)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(施設を必要としない第1種社会福祉事業経営の許可申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業経営の届出)</u></p> <p>第6条の2 法第68条の2の規定による社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業経営の届出は、様式第4号の2による。</p> <p><u>(住居の用に供するための施設を必要としない第2種社会福祉事業経営の届出)</u></p>
<p>第7条 法第69条第1項の規定による第2種社会福祉事業経営の届出は、様式第5号による。</p>	<p>第7条 法第69条第1項の規定による<u>住居の用に供するための施設を必要としない</u>第2種社会福祉事業経営の届出は、様式第5号による。</p>
<p>(社会福祉事業の変更又は廃止の届出)</p> <p>第8条 法第63条第1項、第64条、第68条及び第69条第2項の規定による社会福祉事業の経営のための届出事項及び許可申請書に記載した事項の変更並びに社会福祉事業の廃止の届出は、様式第6号による。</p>	<p>(社会福祉事業の変更又は廃止の届出)</p> <p>第8条 法第63条第1項、第64条、第68条、<u>第68条の3、第68条の4</u>及び第69条第2項の規定による社会福祉事業の経営のための届出事項及び許可申請書に記載した事項の変更並びに社会福祉事業の廃止の届出は、様式第6号による。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第6条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第2種社会福祉事業（無料低額宿泊所）開始届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出代表者 氏 名[㊤]

第1項

このたび社会福祉法第68条の2 の規定に基づき、下記のとおり、住居の用に供するための施設を

第2項

した

設置して第2種社会福祉事業を開始 から関係書類を添付の上お届けします。

したい

記

- 1 施設の名称及び種類
- 2 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- 3 建物その他の設備の規模及び構造
- 4 事業開始年月日又は事業開始予定年月日
- 5 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名
- 6 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

添付書類

- (1) 届出時における法人の履歴事項全部証明書
- (2) 届出年度前3年度分の事業報告・決算書類
- (3) 届出時における役員等名簿
- (4) 代表者誓約書
- (5) 届出時における法人の定款その他の基本約款
- (6) 建物の平面図（各部屋の広さや長さが分かる図面）
- (7) 居室面積・使用料（家賃）一覧
- (8) 履歴事項全部証明書、借地契約書、建物賃貸借契約書等（土地・建物の権利関係を明らかにすることができる書類）
- (9) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の経歴申告書
- (10) 入居者に対する処遇に関する項目
- (11) 運営規程

- (12) 金銭管理規程（金銭管理を実施する場合のみ）
- (13) 事業開始時における契約書（居室利用・サービス利用）・重要事項説明書
- (14) 事業開始時における契約書（金銭管理）（金銭管理を実施する場合のみ）
- (15) サテライト型住居の名称、建物その他の設備の規模及び構造、福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法（サテライト型住居を設置する場合のみ）
- (16) その他知事が必要と認める書類

様式第5号中「第2種社会福祉事業開始届」を「住居の用に供するための施設を必要としない第2種社会福祉事業開始届」に、「第2種社会福祉事業」を「住居の用に供するための施設を必要としない第2種社会福祉事業」に改める。

様式第6号中「を変更（廃止）した」を「を変更したい（変更した）（廃止した）」に、「変更した」を「変更する（変更した）」に、「変更（廃止）した年月日」を「変更する（変更した）（廃止した）年月日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の社会福祉法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。